みらっこ「冬」２０２６定期預金『福じたく』

ご利用いただける方	個人および個人事業主のお客さま
対象商品	スーパー定期預金
期間	１年、３年、５年
取扱期間	令和８年１１月２４日（火）～令和８年１２月３０日（水） ※　但し募集金額５０億円に達し次第、終了とさせていただきます。
預入⑴預入方法 ⑵預入金額 ⑶預入単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・一口１０万円以上５００万円以内 ※　新規預入に限ります。当金庫既存預金からの振替は不可。 ・１円単位
払戻方法	満期日以後に払戻しいたします。
利息⑴適用金利 ⑵利払方法 ⑶計算方法	固定金利となります。 １年もの：年１．３％ ３年もの：年１．４％ ５年もの：年１．５％ 初回満期日以降は、継続時の店頭表示金利を適用いたします。 （１年もの）スーパー定期預金【単利型】に準じた扱いとなります。 （３年もの）スーパー定期預金【単利型】【複利型】に準じた扱いとなります。 （５年もの）スーパー定期預金【単利型】【複利型】に準じた扱いとなります。
税金	20.315％の源泉分離課税（国税 15.315％、地方税 5％） ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合は税金はかかりません。
手数料	―
付加できる特約事項	マル優のお取り扱いができます。
中途解約時のお取り扱い	（１年もの）スーパー定期預金【単利型】に準じた扱いとなります。 （３年もの）スーパー定期預金【単利型】【複利型】に準じた扱いとなります。 （５年もの）スーパー定期預金【単利型】【複利型】に準じた扱いとなります。
金利情報の入手方法	窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部（9 時～17 時、電話:0120-310-708）にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、熊本県弁護士会(電話：096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

その他参考となる事項等	・総合口座・通帳式でのお取り扱いも可能です。 ・ざうるす通帳でのお取り扱いはできません。 ・ＡＴＭでのお取り扱いはできません。 ・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・金利優遇は金利情勢によって変更や中止をする場合があります。また、今後予告なく商品内容を変更したり取扱いを中止することがあります。